

JAB PN300-2009 D1 に対する意見提出者

(順不同、敬称略)

提出者名
社団法人 日本溶接協会
社団法人 産業環境管理協会 環境マネジメントシステム審査員評価登録センター (CEAR)
財団法人 日本規格協会 マネジメントシステム審査員評価登録センター (JRCA)

JAB PN300-2009 (D1) へのパブリックコメント及び処置

	コメント提出者(敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB 要員技術委員会処置 (凡例 :採用、 :修正等、× :不採用)
1	社団法人日本溶接協会	G.3.1.3		E	『有効/有効性: 審査プロセス/試験が、測定しようとするもの(力量ある実務遂行能力のために必要とされる、知識領域、技能、身体的又は精神的(心の)側面にかかる特質)を測定すること。』とあるが、日本語として、主語、述語の関係が分かりにくい。	「有効/有効性: 審査プロセス/試験が、測定しようとするもの(力量ある実務遂行能力のために必要とされる、知識領域、技能、身体的又は精神的(心の)側面にかかる特質)を測定 <u>できる</u> こと。」とする。	×:原案、ご提案の文章いずれの表現でも、主語、述語の関係に実質的な相違がないこと、IAF ガイドンス原文に「できる」を意図する文言がないことから原案のとおりとする。
2	社団法人日本溶接協会	G.3.1.4		E	『信頼/信頼性: 審査プロセス/試験が、一貫性をもって測定をすること。』とあるが、日本語として、主語、述語の関係が分かりにくい。	「信頼/信頼性: 審査プロセス/試験が、一貫性をもって測定 <u>できる</u> こと。」とする。	×:原案、ご提案の文章いずれの表現でも、主語、述語の関係に実質的な相違がないこと、IAF ガイドンス原文に「できる」を意図する文言がないことから原案のとおりとする。
3	CEAR	G.3.1.3 G.3.1.4		E	Assessment process の日本語が「審査プロセス」では audit process と紛らわしくなる。	Assessment process は「評価プロセス」とすべきである。	:ご提案のとおり、「審査プロセス」を「評価プロセス」に変更する。
4	CEAR	G.3.1.3		Q	Knowledge area「知識領域」の area「領域」とは何を指しているのか不明である。		回答:ここで言う領域とは、例えば JIS Q 19011 7.3.1 で用いられている領域を意図している。即ち、ある領域/分野に含まれる知識を包括的に示唆するものとして知識領域という文言が使われている。ここでの知識領域の内容は、知識そのものであること、また、ご質問を踏まえ、「知識領域」を「知識」に変更する。
5	CEAR	G.3.1.3		T	physical or mental attributes「身体的又は精神的(心の)側面にかかる特質」とは personnel attributes「個人的特質」の範囲を超えている。マネジメントシ	「JAB 指針」にマネジメントシステム審査員には適用しない旨記述する。	×:JIS Q 17024 が定める要員認証の適用対象は、MS 審査員だけではない。また、MS 審査員を対象とする場合でも、身体的側面にかかる特

注:コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。

	コメント提出者(敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB 要員技術委員会処置 (凡例 :採用、 :修正等、× : 不採用)
					テム審査員にとって「身体的」内容を規定する理由が不明である。		質が全く無関係ではない。認証対象とする力量の設定にも拠るが、例えば、国外において、異なる気候、環境などに対する身体的適応力が問われる場合も想定し得る。なお、邦訳を「心身にかかる特質」に変更する。
6	CEAR	G.3.1.3 G.3.1.4		E	Measure の日本語訳は「測定すること」ではなく「評価すること」ではないか。	「測定すること」→「評価すること」	× : JIS Q 17024 3.9「試験」の定義を踏まえ、原案のとおりとする。
7	JRCA	G.3.1.3 G.3.1.4		G E	MS 審査員の要員認証機関として、下記の和訳は相応しくない ・ 審査プロセス ・ 測定 ・ 知識領域 ・ 身体的又は精神的(心の)側面	・ 審査プロセス 評価プロセス ・ 測定 評価 ・ 知識領域 知識 理由：領域の定義が不明確であり、19011 に従い知識とする ・ 身体的又は精神的側面 個人的特質 理由：身体的、精神的側面をいかに評価するのか、MS 審査員には不相当と考える。19011 に従い「個人的特質」とする	: No.3 参照 × : No.6 参照 : No.4 参照 × : No.5 参照
8	社団法人日本溶接協会	G.4.3.7		Q	『スキームの妥当性を確認するために、認証機関は、どのようにスキーム委員会が次の事項を確認することができるかを客観的証拠により実証しなければならない。 ・ スキームの認証の明示された範囲が、利害関係者のニーズと整合している		回答：市場ニーズ、技術的動向、関係者の利害などを反映し開発された規格を認証スキームに利用する場合であれば、こうした事実やその背景も踏まえ、どのように認証スキーム委員会が G.4.3.7 に掲げられている事項を確認することができる

注：コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。

	コメント提出者(敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB 要員技術委員会処置 (凡例 :採用、 :修正等、× : 不採用)
					<p>こと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スキームの力量基準が、利害関係者のニーズと整合していること。 ・スキーム(試験,試験のプロセス,サーベイランス,再認証などを含む)が、スキームに関する特定の力量基準に対して適切な候補者の力量を評価していること。』 <p>について、JIS, ISO規格を認証基準文書とするスキームでは、規格で力量基準,試験方法が示されるので、2つめの『力量基準が利害関係者のニーズと整合していること』及び3つめの『力量基準に対して・・・適切に・・・力量を評価していること』については、認証機関が客観的証拠を揃える必要はないと考えてよいか。</p>		かについて、説明、実証することが容易であると判断される。
9	CEAR	G.4.3.7		T	<p>ISO17024 の付属書 A には、「認証スキームは...実証された市場のニーズ/要望に対応する場合にだけ確立されることが望ましい。」とある。すなわちニーズに合わせるのは「認証スキーム」であって、「スキームの力量基準」ではない。また、利害関係者からなる認証スキーム委員会の決定がすなわち「利害関係者のニーズと整合していること」である。ISO17024 に内容を合わせるべきである。</p>	「JAB 指針」に、G4.3.7 はマネジメントシステム審査員には適用しない旨記述する。	× : JIS Q 17024 3.4 「認証スキーム」、3.6 「力量」の定義から、認証要求事項、力量は、認証スキームにて規定されるものであり、認証スキームをニーズに合わせ開発・維持することは、即ち、認証スキームにて規定される力量基準をニーズに合わせ開発・維持することに繋がる。
10	JRCA	G.4.3.7		G	<p>「利害関係者のニーズと整合していること」と記述があるが、全ての利害関係者のニーズに整合させることは、現実問題として不可能である。</p>	<p>「利害関係者のニーズと整合していること」 ⇒『利害関係者のニーズとの整合を図ることが望ましい』と変更</p>	× : JIS Q 17024 4.2.3 では、認証スキームに重要な関係をもつすべての関係者の利害を適正かつ公平に代表するものとして、認証スキ-

注：コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。

	コメント提出者（敬称略）	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB 要員技術委員会処置 （凡例 :採用、 :修正等、× : 不採用）
					17024 の付属書 A.2 に記述しているように、『利害関係者の意見を求めることが望ましい』のが実情である。		△委員会の設置を認証機関に対して求めている。この G.4.3.7 で言う利害関係者とは、認証スキームに重要な関係をもつと認証機関が判断するすべての関係者を意図している。認証機関は、この認証スキーム委員会の運営を通して、JIS Q 17024 4.3.2 が求める認証スキームのレビュー、ニーズとの整合の確認を含む妥当性確認を行うものである。
11	CEAR	G.4.3.7	8 行 目	E	「適切な候補者の力量」の「適切な」の修飾先は「力量」である。	「適切な候補者の力量」 「候補者の適切な力量」	: 次のとおり変更する。 「スキーム（中略）が、スキームに関する特定の力量基準に対して適切な候補者の力量を評価していること。」 「スキーム（中略）が、スキームに関する特定の力量基準に対して候補者の力量が適切であることを評価していること。」に変更する。
12	JRCA	G.4.3.7		E	「適切な候補者の力量」は和訳として相応しくない	「候補者の適切な力量」に変更	: No.11 参照

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。